

仕様書

この仕様書は、菊川管内の児童福祉施設から排出される一般廃棄物を収集運搬することについて、その委託範囲、条件等を定めたものである。

1. 業務名 菊川管内児童福祉施設事業系一般廃棄物収集運搬業務

2. 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 収集場所 下関市菊川町地内

- ①下関市立菊川こども園 下関市菊川町大字下岡枝 1504 番地
- ②下関市立豊東幼稚園 下関市菊川町大字上大野 10020 番地 1
- ③豊東児童クラブ 同上
- ④きくがわ児童クラブ 下関市菊川町大字下岡枝 9 番地 2

4. 業務内容 上記、収集場所から排出される廃棄物の収集運搬を行う。

事業系一般廃棄物

(1) 紙くず等

1 収集あたり約 250 kg

年 9 7 回収集 (年末年始 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日は除く。)

基本、火曜日、土曜日の週 2 回の収集とし、国民の祝日は除くものとする。

種類：紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ(生ゴミ)、動物性固形不要物、草

(2) 古紙、ダンボール

1 収集あたりは (1) に含むものとする。

年 1 2 回収集 (年末年始 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日は除く。)

基本、月 1 回程度の収集とし、(1) のいずれかの同日に収集するものとする。

5. 収集運搬条件

(1) 廃棄物を市が指定した施設へ搬送する際の処理手数料は、請負業者が負担するものとする。

(2) 幼稚園、こども園及び児童クラブの行事並びに園内の園児及び保育士等に支障がないよう配慮すること。

(3) 道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号)、道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号) 及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号) の規定を遵守すること。

(4) 運搬 (搬入) 場所は、下関市奥山工場 (下関市大字井田字桑木 3 7 8 番地) とする。

(5) 運搬 (搬入) 施設へは、危険の少ない経路のうち、最短距離にて運搬すること。

(6) 廃棄する書類等の紛失並びに荷こぼれがないよう十分に配慮すること。なお、万一発生した場合は、責任を持って処理すること。

(7) 運搬 (搬入) 施設の厳守事項を遵守するとともに、当該施設の従事者の指示に従うこと。

6. 業務報告

毎月の業務完了後、遅延なく業務報告書を提出すること。また、添付書類として市が指定す

る運搬（搬入）施設が発行する搬入伝票の写しを併せて提出すること。

7. その他

- (1) この仕様書は、業務の大要を示すものであることから、現地の状況に応じ軽微な部分について、この仕様書に記載のない事項であっても、市の担当者が必要と認めた作業は委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない項目又は業務上疑義が生じた場合は、速やかに市の担当者と協議すること。
- (3) 請負業者は、業務を第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務を遂行するにあたり、仕様書等の記載事項を遵守すること。
- (6) 業務のうち、下関市個人情報保護事務取扱要領（平成31年3月1日制定）による安全管理の措置については、別紙7「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (7) 別紙8「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙9「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。